

電波法関係手数料令（政令）等の一部改正案（概要）

1. 背景等

- 電波法に係る各種手続の手数料の額は、電波法（昭和25年法律第131号）第103条第1項の規定に基づき、電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）において、実費を勘案して定められています。
- 最近における人件費・物件費等の変動等の状況変化を踏まえ、各種手数料の額を改正します。
- 船舶局無線従事者証明等に係る手続について、令和8年度中に電子申請を可能とするため、新たに電子申請手数料を設定する必要があります。

2. 改正概要

- 改正する主な手数料は、以下のとおりです。
 - ・ 無線局の検査関係手数料
 - ・ 無線従事者国家試験関係手数料
 - ・ 船舶局無線従事者証明等関係手数料
 - ・ その他の手数料
- なお、無線局及び無線従事者の免許申請手数料等については、令和7年の電波法改正による無線局の免許状等のデジタル化導入等に伴い、同年10月1日に手数料の額を改正済※であり、1年での頻繁な改正は申請者等及び総務省の免許等関連手続の業務に混乱や過大な業務負荷等が生じること等から改正しないこととします。

※電波法関係手数料令の一部を改正する政令（令和7年政令第270号）

3. 今後の予定

令和8年5月～6月 意見募集（意見募集終了後、閣議請議・公布予定）
令和8年秋以降 施行予定